厚 生 労 働 委 員 会

食 品 衛 生 法 等 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 法 律 案 閣 法 第 六 号) 先 議 要

本 法 律 案 は 食 品 \mathcal{O} 安 全 を 確 保 す る た \otimes 広 域 的 な 食 中 盡 事 案 に 対 処 す る た \Diamond \mathcal{O} 広 域 連 携 協 議 会 \mathcal{O} 設 置

玉 際 標 準 に 即 L 7 事 業 者 自 6 が 重 要 工 程 管 理 等 を 行 う 衛 生 管 理 制 度 \mathcal{O} 導 入 特 別 \mathcal{O} 注 意 を 要 す る 成 分 等 を 含

む 食 品 に ょ る 健 康 被 害 情 報 \mathcal{O} 届 出 制 度 \mathcal{O} 創 設 安 全 性 を 評 価 L た 物 質 \mathcal{O} 4 を 食 묘 用 器 具 容 器 包 装 12 使

能 と す る 仕 組 4 \mathcal{O} 導 入 等 \mathcal{O} 措 置 を 講 じ ょ う لح す る t \mathcal{O} で あ り、 そ \mathcal{O} 主 な 内 容 は 次 \mathcal{O} لح お ŋ で あ る。

玉 及 び 都 道 府 県 等 は 食 中 毒 患 者 等 \mathcal{O} 広 域 に わ た 発 生. 等 \mathcal{O} 防 止 \mathcal{O} た \Diamond 相 互. に 連 携 を 义 な が 協 力

る

L な け れ ば な 5 な 1 ま た、 厚 生 急 労 働 大 臣 は 玉 都 道 府 県 等 そ \mathcal{O} 他 関 係 機 関 に ょ 構 成 さ れ る 広 11 域 連 議 携

を 行 う ょ う 努 \otimes な け れ ば な 5 な 11 協

議

会

を

設

け

る

と

が

で

き、

緊

を

要

す

る

場

合

に

お

1

て、

当

該

協

議

会

を

開

催

し

必

要

な

対

策

に

0

7

協

1)

厚 生 労 働 大 臣 は 営 業 \mathcal{O} 施 設 \mathcal{O} 衛 生 的 な 管 理 そ \mathcal{O} 他 公 衆 衛 生 上 必 要 な 措 置 に 0 1 て 厚 生 労 働 省 令 で

食 品 衛 生 上 \mathcal{O} 危 害 \mathcal{O} 発 生 を 防 止 す る た 8 に 特 に 重 要 な 工 程 を 管 理 す る た 8 \mathcal{O} 取 組 小 規 模 な 営 業 者 そ \mathcal{O} 他

 \mathcal{O} 政 令 で 定 8 る 営 業 者 に あ 0 て は そ \mathcal{O} 取 ŋ 扱 う 食 品 \mathcal{O} 特 性 に 応 じ た 取 組 に 関 す る 基 潍 を 定 8 る t 0 لح

1)

5

用

可

する。

三 食 品 衛 生 上 \mathcal{O} 危 害 \mathcal{O} 発 生 を 防 止 す る 見 地 か 5 特 別 \mathcal{O} 注 意 を 要す る 成 分 等 で あ 0 て、 厚 生 労 働 大 臣 が 指 定

L た t \mathcal{O} を 含 む 食 品 を 取 り 扱 う 営 業 者 は そ \mathcal{O} 食 品 が 人 \mathcal{O} 健 康 に 被 害 を 生 じ、 又 は 生 U さ せ る お そ れ が あ

る 旨 \mathcal{O} 情 報 を 得 た 場 合 は 当 該 情 報 を、 遅 滯 な く 都 道 府 県 知 事 等 に 届 け 出 な け n ば な 5 な 1

兀

食

品

用

器

具

又

は

容

器

包

装

に

は

政

令

で

定

 \otimes

る

材

質

 \mathcal{O}

原

材

料

で

あ

0

て、

れ

に

含

ま

れ

る

物

質

に

0

V

て、

含

有 等 が 許 容 さ れ る 量 が 厚 生 労 働 大 臣 が 定 \Diamond る 規 格 に 定 \Diamond 5 れ て 1 な 11 Ł \mathcal{O} は 使 用 L て は な 5 な

五. 営 業 者 が 食 品 衛 生 法 \mathcal{O} 規 定 等 に 違 反 L 又 は 違 反 す る お そ ħ が あ る と 7 そ \mathcal{O} 製 造 販 売 等 を 行 0 た

食 品 等 を 口 収 す る とき は 遅 滯 な く 口 収 に 着 手 L た 旨 及 び 口 収 \mathcal{O} 状 況 を 都 道 府 県 知 事 等 に 届 け 出 な け れ

ばならない。

六 \mathcal{O} 法 律 は 公 布 \mathcal{O} 日 カュ 5 起 算 L て二年 · を超 え な 1 範 用 内 12 お 1 て 政 令 で 定 \Diamond る 日 カゝ 5 施 行 す る。 ただ

は 公 布 \mathcal{O} 日 カン 5 起 算 L て 年 を 超 え な 11 範 开 内 に お 11 て 政 令 で 定 8 る 日 か ら、 五. は 公 布 \mathcal{O} 日 カン 5 起

算 L て三 年 を 超 え な 1 範 开 内 に お 7 て 政 令で 定 8 る 日 カュ 5 施 行 す る。